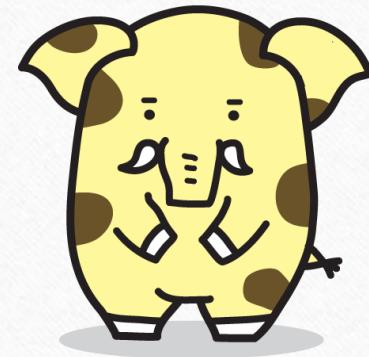


医療的ケア児 受け入れに向けて

新座市教育委員会 教育相談センター
坂根 英子

本日の流れ 医療的ケア児支援に向けての準備

- ①法や制度の理解
- ②資料作成・情報収集
- ③他機関、他課との連携



①法や制度の理解

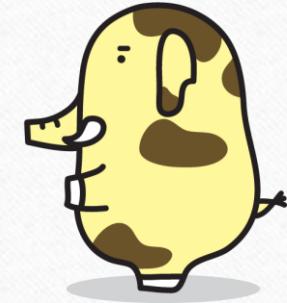
令和三年法律第八十一号

医療的ケア児及びその家族 に対する支援に関する法律

医療的ケア児とは日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

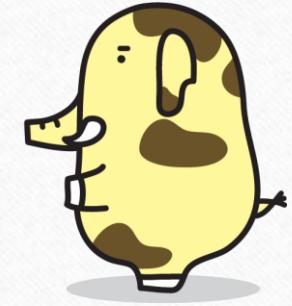


立法の目的



- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けるようになることが重要な課題となっている
⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する。
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。

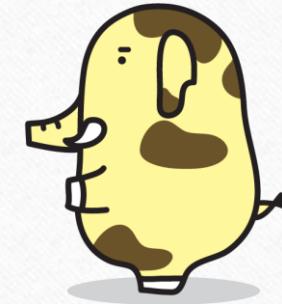
基本理念



-
- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
 - 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
 - 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
 - 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
 - 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

-
- 保育所における医療的ケアその他の支援看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
 - 学校における医療的ケアその他の支援看護師等の配置
(国・地方公共団体による措置)
 - 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
 - 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
 - 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発○支援を行う人材の確保
 - 研究開発等の推進



学校を支援するために教育委員会にできること まとめ

①医療的ケア運営協議会

②ガイドライン等の作成

・看護師の配置(予算) ・情報収集(他課との連携)

・相談体制の整備 (受付から実施までの流れ)

③医療的ケアの実施



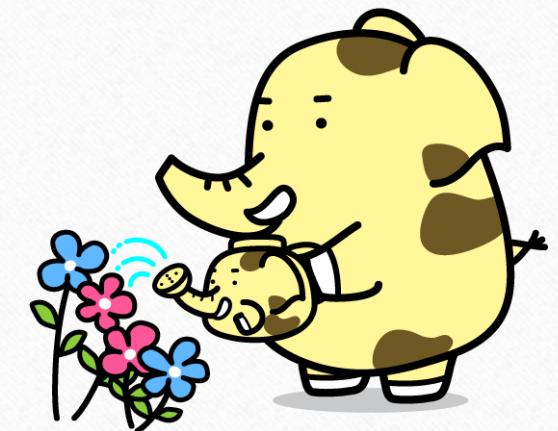
②資料作成・情報収集

看護師の採用形態について

医療ケア児支援センター（地域センターかけはし）と
他自治体からの情報収集

（主な3つの採用形態）

- A 派遣業者に委託
- B 会計年度任用職員
- C 自治体の訪問看護ステーションの活用



看護師の各採用形態のメリット・デメリット

A 派遣業者に委託

○スムーズな人材確保

▲費用が高い

B 会計年度任用職員

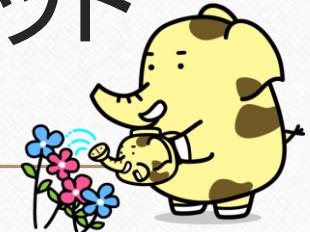
○比較的少額の人事費

▲人材確保

C 自治体の訪問看護ステーションの活用

○設置があれば手続きがスムーズ

▲設置がない自治体は準備に時間がかかる



学校教育部内の打ち合わせ

(方針)より早く整備したいことと近隣の市町村の状況から、「A派遣会社に委託」の方向で準備を進める。

①派遣会社から見積もりを取る。

※具体的な児童生徒の実態の聞きとり。医療的ケアの可能性の話をして、予算の見積もりを取った。

※対象の児童生徒がいない段階で相談することは、かなり難しい印象。

※1日3時間以下の採用は見込めないため最低勤務時間を3時間としているとのこと。

②部内の打ち合わせ

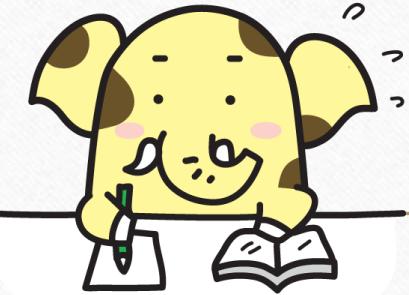
用意した書類等

・他自治体の状況 ・見積もり

結果…金額が高いため不可。会計年度職員の方向で準備してほしい。



財政部より



- ・根拠資料(法令等)
- ・要綱・ガイドライン等

「誰がいつどのような医療的ケアを受けるかについて決定はどのようにしていくのか」

医療的ケア児受け入れの判断の根拠を言える組織・手続きについて

- ・他自治体の状況

新座市医療的ケア運営協議会設置要綱

(内容)

設置・所掌事項・組織・任期・会長及び副会長・会議・庶務・その他

(組織)

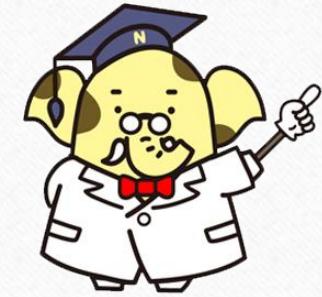
医療関係者(校医、医療的ケア指導医、看護師を含む。)・教育関係者

保育園関係者・行政関係者・その他教育委員会が必要と認める者

(任期)2年



ガイドライン等の作成



①他自治体(会計年度職員で実施)のガイドラインを集め、参考にし作成。

※保育課のガイドラインはあったが、厚生労働省の管轄であるため枠組が異なる。

※小中学校は文部科学省の枠組である。

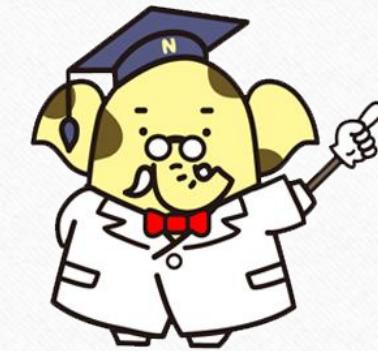
②医療的ケア運営協議会設置要綱の作成

③医療的ケア運営協議会立ち上げ

※ガイドライン作成にあたり、内容を検討、確認。

新座市「学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」の内容

-
- 1 本ガイドラインの目的
 - 2 医療的ケアとは
 - 3 学校における医療的ケアの範囲
 - 4 医療的ケア実施体制の構築
 - 5 緊急時の対応
 - 6 医療的ケア実施上の手続き



【参考】医療的ケア実施までの基本的な流れ

【様式集】(保護者、主治医、教育委員会、学校が6の手続きで使用)

看護師の採用について



-
- | | |
|-------|---|
| 応募… | 広報等 |
| 報酬… | 市の会計年度任用職員の報酬基準額に沿って設定 |
| 試験… | 書類・面接・経歴等
病院勤務の経験等、経歴を重視した内容の面接
実施する可能性のある医療的ケアにの具体的な手技等について
連携や危機管理等の考え方、行動について |
| 提出書類… | 履歴書・免許状写し等 |

③他機関、他課との連携

他機関・他課との連携①



①埼玉県医療ケア児支援センター
(地域センターかけはし)

県全体の傾向、他自治体の情報、研修等の情報

②障がい者福祉課(市)
(新座市医療的ケア児等支援 事業検討会議)
市内の医療的ケアの実態を情報交換する場

他機関・他課との連携②



③新座市児童発達支援センター(アシタエール)

未就学の医療的ケア児が通所している。

医療的ケアコーディネーター看護師がいる。

④保健センター 常駐の看護師がいる。

⑤保育課・保育園看護師

すでに医療的ケアの受け入れをしている。

他機関・他課との連携③



⑥支援学校看護師

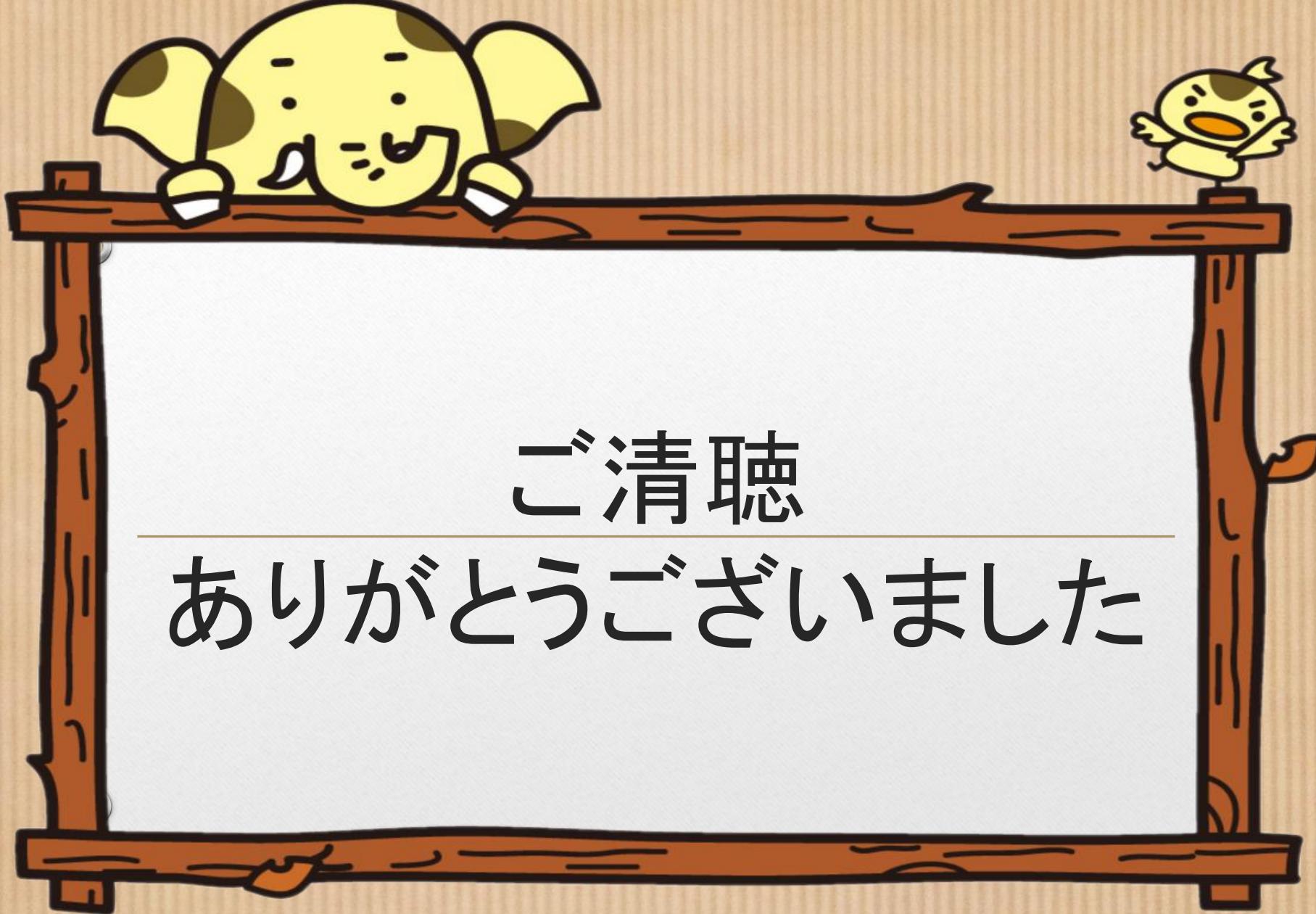
実施の状況・成果・課題・緊急時マニュアル等の情報収集

⑦事務職員

ガイドラインの作成・運営協議会設置要綱作成・予算等行政事務

⑧総務課・人事課・財政課等

新事業の立ち上げについて、採用形態について、予算について等



ご清聴

ありがとうございました